

(保育所版)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 能力活用ネットワーク

### ②事業者情報

名称：社会福祉法人 三恵会 中萩保育園	種別：保育所
代表者氏名：伊藤 民江	定員(利用人員)：140名 (157名)
所在地：愛媛県新居浜市中萩町6番16号	TEL 0897-41-7233

### ③実地調査日

平成25年10月24日(木)・25日(金)

### ④総評

当保育園は平成24年4月に、社会福祉法人三恵会が新居浜市から運営を移管されたものであり、移管を機に陣容が一新した。民営化当初は保護者から様々な意見が寄せられたが、誠意をもった迅速な対応や職員たちの保育現場における日々の取り組みが好感を持って受け止められ、去る10月の保護者アンケート(添付)では高い評価を得た。

#### ◇特に評価の高い点

##### 1. 迅速・丁寧に対応する利用者重視の経営姿勢

当園では上記の保護者アンケートとは別に、毎年自主的に利用者(保護者)満足度調査を実施し、その結果を速やかに検討・分析して保護者に報告するとともに、その後の保育内容等の改善に生かしている。こうした、保護者の声に耳を傾ける経営姿勢は日常の園運営においても一貫しており、移管開始当初、子どもの保育環境の変化等を心配する保護者から寄せられた種々の意見に対しても、迅速・丁寧に対応した。民営化後1年半という短い期間で多くの保護者の信頼を得たのは、利用者の立場に配慮した誠実な対応が実を結んだものと言えよう。

##### 2. 子どもから慕われ保護者から信頼される保育士たち

当園の建物は建築後31年と古いが、掃除と整理整頓が行き届き、園内には清潔感があふれている。こうした日々の取り組みとともに、何よりも当園の宝と言うべきは、保育士たちの笑顔と明るい挨拶である。保育現場で働く職員の平均年齢は若いですが、子どもや保護者への細やかな配慮と元気いっぱいの挨拶は保育の面でも大きなプラスとなって表れており、10月のアンケートでは保護者から賞賛の声が相次いだ。「保育士と子どもとの信頼関係ができていてと感じられる」との回答も84%の高支持率に達した。(逆の回答は2%)

#### ◇改善を求められる点

##### 1. 園全体での保育の質向上をより確実にするための仕組みづくり

当園では人事考課の一環として、個々の職員が自らの職務を評価し改善にも繋げていく、独自の自己評価制度が設けられている。教育・研修にも多忙な日々の職務の合間を縫って積極的に職員を参加させるなど、保育の質向上に向け、業務の改善や職員の能力アップを進めるための施策が種々講じられている。今後は、これらの施策に加え、個から全体へ、短期から長期への各視点にも配慮し、個人の自己評価と保育園の自己評価が

(保育所版)

連動され更に大きな改善に結びつくような組織的な仕組みづくりや、個々人のライフステージに合わせ長期育成ビジョンに立った研修計画の立案・実施にも力を注ぎ、これらの相乗効果によって園全体での保育の継続的な質向上を図っていかれるよう望みたい。

## 2. 地域の子育て拠点としての積極的な取り組み

運営移管後、緊急性を有する課題への対応に迫られ、保育方針に掲げる「子育てにやさしい地域」づくりへの取り組みがあまり進んでいない。当市の一大ベッドタウンである当地域では子育て世帯の数も多く、保育園が有する社会的責任も小さくない。保育園は地域の共有財産との認識に立って、同様の立場にある地域自治会、公民館等とも交流を深め、園が持つ保育のプロとしてのノウハウを地域に還元するとともに、施設の開放にも前向きに取り組まれることを期待したい。

## ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

民営化後は、試行錯誤の連続でしたが『安全保育』を目標に不安を抱いたり戸惑うことのないよう、どの子にも明るく笑顔で接しました。また、危険な箇所を点検し改修工事を行い環境整備にも力を注ぎました。保護者との関係においては、保育園での生活の様子や行事を通して、日々、成長していく子どもたちの姿を見て頂き、理解や協力が得られるよう職員みんなで努めました。

第三者評価を受けるに当たっては、様々な不安がありましたが、改善を必要とする課題や問題が明確になり、『地域子育て支援の拠点』としての方向性を学び合う良い機会となりました。今回、頂いたご意見やご指導は、若い職員の育成をはじめ、職員の資質向上や保育内容の充実等に活かし、保護者や地域の方々とのより良い関係においても積極的に取り組み深めて参りたいと思います。

## ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念・基本方針が確立されている。		
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	a ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	a ・ b ・ c
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	a ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a ・ b ・ c

#### 所見欄

<p>保育の理念、方針および目標は法人の理念、行動指針と整合がとれており、保育園の使命や目指す方向が明記された、わかりやすいものである。</p> <p>法人理念、保育理念等を園内の至る所に掲示するだけでなく、これらを記載した携帯用カードを職員に配付したり、職員会で唱和するなど、職員への周知徹底のため種々の施策がとられている。保護者等への周知は、ホームページや園だより、法人機関誌への掲載等により行っているが、更に工夫を凝らし実効性が高まることを期待したい。</p>
---

#### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	a ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	a ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	a ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	a ・ b ・ c

#### 所見欄

<p>現行の3か年計画は課題の抽出とその解決策を、簡潔かつ具体的に示したものとなっている。現在、法人本部により、新たな経営戦略計画(平成26～30年度)が検討されており、平成26年度からは本部と一体となった、より戦略的な中・長期計画がスタートすることになる。</p> <p>3か年計画に基づく事業計画は2年目の若い職員も参加し策定されており、職員会等で計画の全容が周知されているが、保護者に対する説明は行事計画が中心となっており、その見直しが望まれる。</p>
--

(保育所版)

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	① ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	① ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	① ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	① ・ b ・ c

#### 所見欄

園長の役割と責任を明記した文書は法人本部で定められており、職員に対し会議や行事等様々な場で表明されている。コンプライアンス意識が高く、自らの法令習得と併せ、会議や個人面談を通じて職員への指導が反復、継続されている。保育の質向上と業務効率化の両立についても、職員に自ら考え実践させる指導が繰り返されており、成果が徐々に表れてきた。民営化メリットがフルに発揮できるようになる平成27年度以降、経営および保育サービスの質が更に向上することを期待している。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a ・ ① ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a ・ ① ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a ・ b ・ ②

#### 所見欄

事業経営を取り巻く環境変化やニーズの把握は、行政資料や保護者への満足度調査により行われており、事業計画に反映されている。保育サービスの質向上や日々の業務効率化については、職員間でよく話し合われているが、今後は職員の経営参画意識を更に高めるため、自力での経営環境データの収集・分析にも更に力を注がりたい。  
なお、税理士監査は実施されているが、法人運営の透明性の確保に資するよう、その内容を経営全般にわたる多面的観点からのものとされることが望ましい。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	① ・ b ・ c

(保育所版)

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	① ・ b ・ c
	II-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	① ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	II-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	① ・ b ・ c
	II-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a ・ ② ・ c
	II-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a ・ ② ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	II-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	① ・ b ・ c

所見欄

<p>保育士にはフリーの立場の要員も配置するなど、保育の質を維持、向上するために必要な要員確保には十分配慮されている。人事考課時には園長と職員の間で仕事への期待や自己評価等に関する面談が行われ、考課の結果は本人にフィードバックされるなど、制度の透明性は高い。園長と職員との話し合いは、このような考課時だけでなく日頃から頻繁に行われており、園長以下の管理職は職員の就業状況や健康状態、本人の希望等をよく把握したうえで、職員への休暇の付与や福利厚生面に配慮している。</p> <p>法人本部において人材バンク制度を設けるなど、職員に対する教育・研修にも積極的であるが、中・長期的な視点ややや薄いように見受けられる。一人ひとりの職員の持つ資質や専門性を分析するとともに、経験年数や本人の意向等も考慮し、生涯教育として計画的に実施することが大切である。保育士等の自己評価やライフステージに合わせた研修計画が期待される。</p>
---

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	II-3-(1)-① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	① ・ b ・ c
	II-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	a ・ ② ・ c
	II-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	① ・ b ・ c

所見欄

<p>リスクの種類別に緊急時や災害時の対応マニュアルが整備されており、種々のリスクを想定して毎月避難訓練が行われている。緊急時の避難経路はだれもが目につく位置に大きく掲示されており、災害時に備えた備蓄品も消費期限を考慮して随時更新のうえ所定の場所に保管されている。建物は古いが、事業計画に沿って修繕が継続実施されている。これらから、安全確保のための組織的対応は整っていると判断されるが、大規模災害に備え地域自治会や公民館とも連携した地域ぐるみの防災訓練が実施されれば、更に充実したものとなる。</p>
--

(保育所版)

#### Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	㉞ ・ b ・ c
Ⅱ-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	㉞ ・ b ・ c

#### 所見欄

<p>地域の未就園児を運動会に招待したり、劇団招聘時や子育て講演会開催時には地域の人たちにも案内をするなど、地域との交流や保育園が有する機能の地域への還元策が種々とられている。ただ、「子育てにやさしい地域をつくる」という当園の保育方針に照らすと、今後園が有する保育のプロとしてのノウハウを地域に還元していく余地は小さくない。保育園は当地域の共有財産であり保育の拠点であるという認識に立って、地域の自治会や公民館、ボランティア団体等の活動の輪の中にも飛び込み、一体となって地域の発展と子どもの健全育成に寄与されることを望みたい。</p> <p>なお、民営化を機に市からの要請を受けて、障がい児保育、夕方延長保育、開所時間11時間以上保育の各事業をスタートさせており、これらのサービスを利用している保護者から好評を得ている。</p>
--

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	㉞ ・ b ・ c

(保育所版)

所見欄

当園は利用者(子どもと保護者)満足の向上に積極的であり、子どもの最善の利益を常に考慮するとともに、保護者の意見に耳を傾ける姿勢が顕著である。民営化当初は子どもへの環境の変化等を心配する保護者から様々な厳しい意見も寄せられたが、迅速かつ丁寧に対応し、その後多くの保護者の信頼を得るようになった。毎年1回保護者に対し満足度調査(アンケート調査)を行っており、そこで出された様々な意見に対しても逐一迅速に回答するとともに、改めるべき点については速やかに改善している。

また、子どもの人格を尊重した保育を基本とする、人権教育の全体構想および年間計画が明示され、職員に対する人権教育が内部・外部の両立てで実施されている。子どもや保護者の個人情報保護については、マニュアルが整備されており、法人の理事長自ら公開文書により宣言している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組みが組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している	㉞ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	㉞ ・ b ・ c

所見欄

一人ひとりの子どもの発達を考慮した保育の方法や保育士の関わり方など、保育の標準的な実施方法は文書化され、職員会やケース会議などにおいて、定期・不定期に見直されている。児童票、個人別指導計画書などに園児一人ひとりの発達や生活状況、実施した保育内容がきめ細かく記載されており、これらの記録作成にあたっては職員間で記録内容や書き方に大きな差が生じないよう、上司が適切に指導している。これらの情報は保育に欠かせないデータとして職員間で共有化されているが、その流出防止と開示に備えた対応の両面から規程が整備されており、記録は適切かつ厳重に管理されている。

なお、当園では人事考課とリンクした個人の自己評価制度が定着しており、個々の職員が自らの職務を評価し、改善に繋げていく形が整えられている。今後、園全体での保育の質向上をより大きく、確実なものにしていくため、個人の知見をみんなが共有し、互いに知恵を出し合って更に改善していくような組織的な取り組みが望まれる。

(保育所版)

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	① ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	① ・ b ・ c

#### 所見欄

<p>行事や園児の様子を撮った写真をホームページに載せたり、イラスト入りの広報紙を配布するなど、利用者の視点に立って情報がわかりやすく提供されている。園内の見学も随時受け入れられ、開かれた形で広報活動が行われている。サービス開始時には、保護者に対しサービスの内容や料金を資料を使って説明し、同意の文書を得ている。</p> <p>民営化後1年半と短いため、保育サービスや他の保育所への変更事例は少ないが、変更時には保護者と対応について協議したり、必要な引継ぎ文書を作成しており、変更によって子どもへの保育の継続性が損なわれることのないよう、十分配慮されている。</p>
---

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	① ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	① ・ b ・ c

#### 所見欄

<p>子どもと保護者についてのアセスメントは入園の際児童票など所定の書式に記載され、その後の保育や保護者に対する支援に反映されている。入園後の子どもの身体や様子の変化は、担当保育士がよく観察するとともに、家庭訪問や保護者との日頃のコミュニケーションを通じて把握、記録されている。</p> <p>年間・月間・週(日)案などの個人別指導計画作成にあたっては、年令や成長発達を考慮した児童一人ひとりの計画が作られ、主任、園長による指導も随時行われており、サービス実施計画の策定から実行、評価、見直しに至る一連の流れはよどみなく機能している。</p>
---

(保育所版)

## A-1 保育所保育の基本

### A-1-(1) 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	① ・ b ・ c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	① ・ b ・ c
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	① ・ b ・ c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	① ・ b ・ c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a ・ ① ・ c

### 所見欄

<p>民営化に際し、「保育課程、保育方針、行事等は原則として移管後3年間に変えない」との制約が設けられたが、制限された中で行事内容やクラス編成を見直すなど民営化の成果が徐々に表れてきた。</p> <p>建物は古いが、設備改修を行い、乳児は睡眠と活動に配慮した作りとし、衛生面もよく考慮されている。また、1・2歳児は月齢や発達状況に応じたクラス編成が行われ、基本的な生活習慣が身につくような関わり方がなされている。3歳以上児の保育では、数や躰に関しても歌いながら身につくように工夫されたり、年長児は就学に向け給食当番などの役割分担を設け、責任感を養うための配慮もされている。</p> <p>また、小学校-当園間の連携については、入学時のクラス分け案を小学校から当園に依頼されることもあったり、就学前には小学校と当園間で相互訪問を行うなどよく連携がとれているが、就学前の子どもを持つ親の不安を軽減するための対策にも配慮が望まれる。今後も引き続き養護と教育が日々の保育の中で自然に展開され、保育の質の向上に繋がるよう努力と工夫をお願いしたい。</p>
--

### A-1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	① ・ b ・ c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	① ・ b ・ c
A-1-(2)-③ 子供が主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	① ・ b ・ c
A-1-(2)-④ 子供が主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	① ・ b ・ c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	① ・ b ・ c

(保育所版)

所見欄

室内外の清掃、消毒や家具、遊具の整理整頓が行き届き、壁の塗り替えや危険物の撤去など設備面の改修も進んだことが功を奏し、保護者アンケートでは「清潔になった」という評価の声が寄せられている。今後も引き続き整理整頓や設備面の整備点検を継続されるよう望みたい。

子どもの発達段階に応じた人権教育が行われ、人間関係や社会との関わりの中で、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけたり自然と触れ合えるよう、菜園活動、クッキング、習字、お祭り集会、警察署・郵便局へのお礼訪問など多彩な保育内容が取り入れられている。

なお、今後保護者から要望があった外遊びも体力向上を図る意味で工夫して行ってほしい。

A-1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a ・ ⑥ ・ c

所見欄

既述の通り、当園には独自の自己評価制度があり、職員は自らの職務の実践を振り返り、専門性の向上につなげる努力を続けている。各職員には、園児や保護者との関わりの中で自己を振り返り、職員みんなで協力して保育内容を改善向上していこうという前向きの姿勢が見られる。こうした長所を取り入れ、個人の自己評価と保育園の自己評価が連動され大きな改善に結び付くような組織的な仕組みを新たに作り、園全体での保育の質の更なる向上に繋げて行ってほしい。

**A-2 子どもの生活と発達**

A-2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	① ・ b ・ c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	① ・ b ・ c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	① ・ b ・ c

(保育所版)

所見欄

職員会などで気になる園児の情報や改善策が話し合われ、職員に周知されている。子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行えるよう、リーダーを中心とした話し合いも行われ、成果を収めつつある。

障がいのある子どもの保育については、専門研修の受講や支援センターから助言を受けるなど外部からの知見吸収に努め、加配保育士をつけるなどの環境整備が進められた結果、児童に良い変化が見られるようになった。

延長保育では軽食の内容や喫食状況、園児の様子が記録され、保護者が子どもの様子を把握できるような配慮もできている。今後も子どもの不安や寂しさが少しでも軽減できるよう、保育内容の工夫を継続していただきたい。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	① ・ b ・ c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	① ・ b ・ c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	① ・ b ・ c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	① ・ b ・ c

所見欄

年間保健計画に沿って健康診断、ぎょう虫検査、歯科健診が実施され、保護者アンケートでは感染症が減少したという評価もある。民営化後取り入れた食後の歯磨きによって、虫歯も減少している。健診の結果は保護者に文書で伝えられるとともに、虫歯等の治療が終わった時には保護者から園に連絡される仕組みが整っている。

当園は食育活動に力を入れており、食育に関し様々な工夫が取り入れられている。年間食育計画に基づき、園児の発達段階や体調に合わせた食事作りと喫食環境の整備が行われており、給食の摂取状況は良好である。保護者への定期的な試食会が催され、家庭と一体となった食育活動に配慮されている。今後も保護者への啓発を含めた食育活動を推進し、子どもの健康増進に寄与されることを期待する。

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	① ・ b ・ c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	① ・ b ・ c

(保育所版)

所見欄

アレルギー対応マニュアルが作られ、医師、保護者との連携、連絡についても文書化されている。対象となる子どもへの対応については、除去食の開始および解除時に必ず医師の指示を受けるなど、適切に行われている。給食時の「お替り」にも対処できるようきめ細かく配慮されている。

給食の衛生管理と非常時の対応を定めたマニュアルが整えられ、調理場の床工事や定期的な点検と改善を行うなど衛生面での環境整備が順次進められている。今後も施設・設備や食材等の点検に万全の注意を払い、衛生管理に努めていただきたい。

**A-III 保護者に対する支援**

A-3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	① ・ b ・ c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	① ・ b ・ c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	① ・ b ・ c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a ・ ① ・ c

所見欄

子どもの食生活を充実させるため、保護者に関心を持ってもらえるような献立表やサンプルを提示したり、試食会等の機会を通じて保護者の声を聞くなど、家庭との連携体制ができている。

保護者の理解を得ながら保育を進めていくため、毎日連絡帳やあゆみ帳を保護者に届けるとともにクラスの様子をホワイトボードに掲示したり、懇談会やアンケートで保護者の生の声を聞くなど、様々な取り組みが行われている。こうした配慮によって保護者との信頼関係が徐々に深まっていることは、アンケートの結果からも垣間見られる。今後も初心を忘れず、常に園児に寄り添った保護者への働き掛けが継続的に行われることが望まれる。

虐待の早期発見や対応についてはマニュアルが作成されており、研修などを通して職員の知識向上に向けた取り組みが行われている。児童相談所など関係機関との連携も取られ、園での子どもの観察や家庭訪問、保護者への声掛けなど、早期発見と予防に向けた努力が続けられている。





